

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県  
 農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

総農家数	農家数(戸)	2,470	農業就業者数	農業者数(人)	3,382	認定農業者	経営数(経営)	507
自給的農家数		349	女性		1,683	基本構想水準到達者		111
販売農家数		2,121	40代以下		363	認定新規就農者		7
主業農家数		331	※ 農林業センサスに基づいて記入。			農業参入法人		31
準主業農家数		905				集落営農経営		2
副業的農家数		885				特定農業団体		0
						集落営農組織		2

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	6,111	346	314	18	14	6,457
経営耕地面積	6,055	233	169	14	50	6,288
遊休農地面積	1	0	0	0	0	1
農地台帳面積	6,367	710	709	0	1	7,077

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会 任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会 任期满了年月日 R 4 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19以内	19			
認定農業者	—	14			
認定農業者に準ずる者	—	4			
女性	—	4			
40代以下	—	4			
中立委員	—	2			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19以内	15	4

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,457ha	4,173ha	64.63%
課 題	<p>「離農」や「規模縮小」等のあつせん申出は増加傾向にあり、農地相場は下落傾向に、同時に「米価の下落・低迷」等の影響もあり、積極的な買受農家は減少している。このような状況のなか、個人経営の限界を感じる農業者は増加傾向にあり、国・県の農業支援も個人から法人へ移行している。</p> <p>地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と、集落営農組織や法人化などによる、効率的かつ安定的な農業経営を目指す、経営体への利用集積を一層推進していく必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 4,347ha (うち新規集積面積 174ha )
	<p>国の農業政策等(米の生産調整廃止等)や前年度実績を踏まえ、引き続き令和4年度での集積率70%を目指し、令和4年度での集積面積を4,520haとし、令和3年度の目標面積を174ha(令和4年度目標達成のための必要増加面積347ha÷2年)とした。</p>
活動計画	<p>農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう、広報紙や市ホームページ等を活用した周知を徹底するとともに、関係機関と連携した相談や指導、調整等きめ細かな対応を行う。</p>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	8 経営体	6 経営体	2 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	28.4ha	16.7ha	9.41ha
課 題	<p>新規参入を希望する就農候補者は、農業に関する知識や経験が少なく(若しくは無い)、また、最初は本市に農業経験のある知人は居ないに等しい。新規参入のためには、農地の確保から農業指導等、克服しなければならない課題が多岐にわたるため、関係機関の連携と継続した支援体制を整備する必要がある。</p>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	10.2ha
活動計画	<p>相談やアドバイス、情報提供など関係機関と連携し、各分野別担当者の役割を明確化し、サポート体制の充実と支援のスピード化を図る。</p>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,457ha	1.02ha	0.02%
課 題	高齢化や担い手不足等より、不耕作地が増加傾向にある。農地の遊休化による病害虫の発生と周辺農地への悪影響が懸念される。 農地の利用状況調査、遊休農地の所有者等への利用意向調査を実施し、その対処として、関係機関と連携し、耕作放棄地再生利用緊急対策事業や農地中間管理事業、水田フル活用や経営所得安定対策などを活用しながら、農業生産意欲の維持継続や遊休農地の減少を図る必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.7ha			
	農用地の適正利用の啓発に努めるとともに、農振法の農用区域内の農地や周囲に悪影響を及ぼすと懸念される遊休農地については、早期に解消するよう指導徹底に努める。 また、農用地区域外の農地で、農用地以外に利用され隣接圃場への影響が過小と判断される農地等については、農地以外に転用することも検討し、遊休農地面積の概ね70%の減少を図る。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		40人	7月、8月	9月、10月
	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員及び農地利用最適化推進委員会を中心に関係機関と一体となった班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取りまとめ記録する。また、所有者等に利用意向調査を行い、意見も踏まえて農地中間管理機構と連携し担い手への農地のあっせんや利用関係の調整を行う。 2 毎月の総会で農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)案件については、事前に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配布し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。 3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、農業経営基盤強化促進法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、随時調査を実施する。		
		農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
その他	特になし			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,457ha	0.06ha
課 題	地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄が発生しやすい環境にある。 日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供、農地パトロールの実施が抑止効果となるよう、その活動について、農地法第4条、第5条と併せて周知するとともに、その方法について更なる工夫が必要である。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

## 2 令和3年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・不法投棄が違反転用の引き金にならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行う。</li><li>・無断転用の防止に効果のある「農地転用許可済表示板」については、引き続き活用し標示看板の設置を徹底する。</li><li>・市の広報紙及びホームページ、SNS等の様々な媒体を活用した周知を行う。</li><li>・日常的に各農業委員及び農地利用最適化推進委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。</li><li>・8月に管内全地区を対象として農地パトロール(農地利用状況調査等)を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行った上で、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。</li></ul>
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入